

協議第16号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成15年7月17日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

一般職の職員の身分の取扱いについて

- (1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	一般職の職員の身分の取扱い
関 連 項 目	職員の数及び職員数 職別給料表の状況等

調整内容	<p>(1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p>
------	--

関連項目	各 市 町 の 現 況			
	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
職員の定数及び職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員定数条例による職員数 4 6 1 人 ・ H 1 5 . 4 . 1 現在の職員数 4 2 5 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員定数条例による職員数 8 0 人 ・ H 1 5 . 4 . 1 現在の職員数 7 1 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員定数条例による職員数 8 8 人 ・ H 1 5 . 4 . 1 現在の職員数 8 2 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員定数条例による職員数 8 6 人 ・ H 1 5 . 4 . 1 現在の職員数 7 7 人
職別給料表の状況等	<p>【職別給料表の状況と職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職給料表 9 級制 (3 0 8 人) ・ 技能労務職給料表 5 級制 (6 7 人) ・ 企業職給料表 9 級制 (5 0 人) ・ 医療職給料表 なし 	<p>【職別給料表の状況と職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職給料表 8 級制 (6 9 人) ・ 技能労務職給料表 3 級制 (0 人) ・ 企業職給料表 8 級制 (2 人) ・ 医療職給料表 なし 	<p>【職別給料表の状況と職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職給料表 8 級制 (7 6 人) ・ 技能労務職給料表 4 級制 (6 人) ・ 企業職給料表 なし ・ 医療職給料表 なし 	<p>【職別給料表の状況と職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職給料表 8 級制 (6 7 人) ・ 技能労務職給料表 5 級制 (7 人) ・ 企業職給料表 8 級制 (1 人) 5 級制 (2 人) ・ 医療職給料表 なし

各市町の現況				
関連項目	大内町	東由利町	西目町	鳥海町
職員の定数及び職員数	<ul style="list-style-type: none"> 職員定数条例による職員数 138人 H15.4.1現在の職員数 131人 	<ul style="list-style-type: none"> 職員定数条例による職員数 111人 H15.4.1現在の職員数 102人 	<ul style="list-style-type: none"> 職員定数条例による職員数 83人 H15.4.1現在の職員数 78人 	<ul style="list-style-type: none"> 職員定数条例による職員数 250人 H15.4.1現在の職員数 194人
職別給料表の状況等	<p>【職別給料表の状況と職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表 8級制(115人) 技能労務職給料表 4級制(16人) 企業職給料表 なし 医療職給料表 なし 	<p>【職別給料表の状況と職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表 8級制(66人) 技能労務職給料表 5級制(36人) 企業職給料表 なし 医療職給料表 なし 	<p>【職別給料表の状況と職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表 8級制(70人) 技能労務職給料表 3級制(6人) 企業職給料表 8級制(2人) 医療職給料表 なし 	<p>【職別給料表の状況と職員数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表 8級制(136人) 技能労務職給料表 5級制(53人) 企業職給料表 8級制(2人) 5級制(2人) 医療職給料表 4級制(1人)

【一市七町の合計】	<ul style="list-style-type: none"> 職員定数条例の合計 1,297人 職員実数の合計(H15.4.1現在) 1,160人
参考法令	<p>市町村の合併の特例に関する法律 (職員の身分取扱い)</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p>